

平成29年第1回宇治田原町議会臨時会

目次

○第2日（平成29年5月18日）

議事日程（第2号）	9
日程第1 議案第29号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	11
日程第2 議案第30号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について	11
日程第3 議案第28号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	12
日程第4 閉会中の継続調査の申し出について	13

平成29年第1回宇治田原町議会臨時会

議事日程(第2号)

平成29年5月18日

午前10時開議

- 日程第1 議案第29号 宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第2 議案第30号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分について
- 日程第3 議案第28号 平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)
- 日程第4 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	田中修	議員
副議長	1番	谷口重和	議員
	2番	松本健治	議員
	3番	垣内秋弘	議員
	4番	馬場哉	議員
	5番	浅田晃弘	議員
	6番	原田周一	議員
	7番	山本精	議員
	8番	藤本英樹	議員
	9番	山内実貴子	議員
	10番	今西久美子	議員
	11番	谷口整	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町長 西谷信夫君

副町長	田中雅和君
教育長	増田千秋君
総務部長	久野村觀光君
健康福祉部長	光嶋隆君
建設事業部長	野田泰生君
教育部長	黒川剛君
総務課長	清水清君
企画財政課長	奥谷明君
税住民課長	長谷川みどり君
介護医療課長	廣島照美君
健康児童課長	立原信子君
プロジェクト推進課長	山下仁司君
産業観光課長	木原浩一君
上下水道課長	青山公紀君
会計管理者兼会計課長	馬場浩君
社会教育課長	岩井直子君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	村山和弘君
庶務係長	岡崎貴子君

開 会 午前10時00分

○議長（田中 修） 皆さん、おはようございます。

会議を始めます前にご報告申し上げます。

本日、垣内建設環境課長から公務により欠席の申し出があり、これを許可しておりますのでご報告いたします。

それでは、ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第1、議案第29号、宇治田原町税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって本案は原案どおり承認することに決定しました。

◎議案第30号の質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第2、議案第30号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定の専決処分についてを議題といたします。

本案につきましては、既に提案理由の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を行います。ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、本案に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） ないようでございますので、これで討論を終わります。

これより本案の採決をいたしたいと思えます。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中 修） 異議なしと認めます。

挙手により採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中 修） 挙手全員。よって本案は原案どおり承認することに決定しました。

◎議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（田中 修） 日程第3、議案第28号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題といたします。

本案につきましては、昨日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会委員長、谷口整君。

○予算特別委員会委員長（谷口 整） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました議案第28号につきまして委員長報告を行います。

議案第28号、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）は、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、保険給付費について、平成26年度から比べてもかなり増加している。本町ではどういう病気が多く、どういう手だてを打てば病気を回避できるのか、予防できるのかというところまできちんと分析をするべきだと思ふ。担当課独自で行うことが無理であれば、専門家に依頼してでもそのあたりの分析を行い、その上で対策していくことが医療費抑制、住民の健康を守ることにつながるのではないかと思ふ。いかがかとの質疑があり、ご指摘のとおり今後も分析を行い、それに基づき保健事業においていろいろと取り組みたいと考えているとの答弁があったところでございます。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（田中 修） ただいま報告のありました議案第28号について、委員長報告に対する質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 討論なしと認めます。

これより議案第28号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中 修) 挙手全員。よって議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長(田中 修) 日程第4、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。よって本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

お諮りいたします。以上で、今臨時会に付議されました事件は全て終了いたしました。

これをもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中 修) 異議なしと認めます。これをもって平成29年第1回宇治田原町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午前10時07分

○議長(田中 修) ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。町長。

○町長(西谷信夫) それでは、臨時会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、平成29年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第

1号) 外計3議案につきましてご提案申し上げましたところ、原案どおりご可決、ご承認をいただきまして、まことにありがとうございます。

先日5月12日に京都府から発表されました平成29年度公共事業の実施箇所につきまして、都市計画道路宇治田原山手線の宇治木屋線(南バイパス)から町道第1南北線までの整備に関し、路線測量の実施決定がされるとともに、主要地方道宇治木屋線(犬打峠)につきましても、路線測量及び道路計画の実施決定がされたところであります。

町議会をはじめとする町内各種団体等で組織いただく都市計画道路宇治田原山手線の早期完成を求める住民会議においてお取り組みをいただいた要望活動、啓発活動の大きな成果であると考え、これまで各種活動にご尽力を賜りました議員各位並びに関係者の皆様方に対しまして、心から感謝を申し上げる次第でございます。

本町といたしましては、今後とも京都府と力を合わせ、都市計画道路宇治田原山手線の全線開通に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても引き続きご支援賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、梅雨入りの時期が近づいてまいりますと、6月定例会の開催をお願いする時期を迎えることとなります。議員各位には何かとご多用の折ではございますが、ご出席を賜りますようお願い申し上げます。

春から夏へと季節の変わり目で、気温の差が大きな時節柄、議員各位におかれましては、お体に十分ご自愛をいただき、ふるさと宇治田原のまちづくりのために一層のご活躍を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございます。

○議長(田中 修) それでは、皆さん、本日はご苦労さまでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 田 中 修

署 名 議 員 垣 内 秋 弘

署 名 議 員 山 内 実 貴 子